

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	母体保護法
根拠条項	第15条第1項
許認可等の種類	受胎調節実地指導員の指定
法令の定め	第15条第1項 女子に対して厚生労働大臣が指定する避妊用の器具を使用する受胎調節の実地指導は、医師の外は、都道府県知事の指定を受けた者でなければ業として行ってはならない。但し、子宮腔内に避妊用の器具を挿入する行為は、医師でなければ業として行ってはならない。
審査基準	母体保護法施行規則別記様式第8号による申請書及び次の関係書類が提出されること。 関係書類 1 助産師、保健師又は看護師の免許証の写し又はこれに代わるべき書面 2 母体保護法第15条第2項に規定する都道府県知事の認定する講習を修了したことを証明する書面
標準処理期間	総期間 13日・丹(注:休日は含まない。) 経由機関 3日・丹(政令市保健所(札幌、函館、小樽)) 協議機関 日・月() 処分機関 10日・丹(保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課、各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室・地域保健室)
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室・地域保健室 保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課
申請先	市保健所(札幌市、函館市、旭川市、小樽市) 各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室・地域保健室
問い合わせ先	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課子育て支援係(医療・母子保健) (電話番号:011-204-6343)
備考	(公表アドレス: https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html)